

第 8 条(報酬の返還) 乙が紹介し、甲が採用した者(以下「新規採用者」という。)が、入社後 3 か月以内に自己都合により退職した場合、または就業規則違反その他新規採用者の責に帰すべき事由により退職もしくは解雇された場合には、乙は、甲に対し、受領済みの報酬額の 50%(消費税相当額を含む。)を返還するものとする。なお、甲が乙に対して未払の報酬を有する場合には、当該未払報酬と返還額を対当額で相殺することができる。

1. 前項に定める場合を除き、新規採用者が退職、解雇または契約解除された場合には、乙は報酬を返還する義務を負わない。乙は当該事由が生じたときは速やかに甲に通知し、返還が生じる場合には、甲は退職日(通知が退職日後である場合には通知受領日)の属する月の翌月末日までに返還額の精算を行うものとする。